

平安朝の文学と唐王朝の服色

岬野忠次

一、京都の時代祭と御所公開

いま京都市では、時代祭というものがあつて、江戸時代から古代にさかのぼる各時代の風俗の行列が見られることは、世の人によく知る所である。

この中に、平安朝の公卿の行列があるが、そのころの服色の知識がないと、さっぱり、おもしろくない。

これは日本文学に限らず、中国の文学でも同じことである。

日本の平安朝、中国の唐王朝のころは、今のように、各人各様の衣服を着ることのできる時代ではなかつた。このころは、身分によつて規定されていたのである。

京都御所の公開は、毎年、四月、十月に、日を限つて行われる。このときは、人形を陳列して、説明を加えてあり、此も、日本文学の研究には参考になる。

服色の制は、その研究だけでも、専門のことであるから、一般の国文学、中国文学の研究者は、これに、かゝりきことは必要としないが、しかし、まるつきり、知らないでは、文学の鑑賞に、事かくこと

が往々にしておこる。

白楽天の詩の注釈として、古くから出でていて、よくできている本に、服色について、まつたく、その知識をかき、青緑の衣について、微賤の服と注しているが、これなどは、その好例であり、日本文学の注釈にも、この例が多いことと思うのである。

京都の時代祭は、その服飾を専門の学者が考証しているから、かなり、日本文学の研究者に役立つことゝ思われる。

この祭は、毎年、秋の十月二十二日ごろに行われる。これは、統計上、もつとも、雨のない、晴天のつゞくころだという。
しかし、時に雨天順延となることもある。一般の地方からの見学のために、その時刻と場所を記すと、その日の正午ごろ、御所の南の堺町御門という門を出發し、烏丸通を南に下り、四条通を東へ平安神宮に向うのである。

二、このころの雛人形

近年、白氏文集を講ずるに当り、少し、唐代の服色をしらべたので、これと関連して、平安朝の服色にふれるようになったが、そうしてみて、驚いたのは、ちかごろの雛人形の服色である。

隨身の武人が黒色であつたり、親王が緑や紫であつたり、おどろくことが多い。

だいたい、親王と夫人との位置も、みだれでいる。

正しくは、親王が、向って、右にあるべきである。ちかごろは、逆になつてゐる。

京都は、人形を特産とし、雛人形は、古くから特殊の技術をほこつてゐるよしである。

しかしに、京都の各百貨店の陳列は、すっかり、法式を、はずれている。

四条通りには、古くからの人形の店が、數軒あるが、古式のとおりの人形を陳列している家は、わづかに一軒だけになつてしまつた。

この店は、親王の服色も、古式のとおり、黒である。

しかし、これも、いつまでつづくことであろうか。

ただ何でもよい、かざつてさえ、おかげよいといふのなら、それでよいが、少しでも日本の文学を鑑賞する人から見て、この状態では、なげかわしいことである。

三、平安朝の服色と唐の制度

平安朝の服色は、正装である東帶と、略式の直衣では異つてゐるが、今こゝには、正装の東帶について唐制と比べると、つきのようになる。

〔平安朝〕

〔唐朝〕

四位以上
黒の袍

三品以上
紫の袍(衣)

五位

緋の袍

四品、五品以上
緋の袍(衣)

六位以下
はなだ(縲)の袍

六品、七品以上
緋の袍(衣)

八品、九品以上
青の袍(衣)

この表によつても、わかるとおり、日本の制度が、唐朝に基づいていることは明かであるが、これに拘わらないで、日本流に攝取しているのは、古人の工夫のあるところである。

日本では、袍というが、唐朝では、袍とも衣ともいっている。むしろ、衣といつてることは、この服色の制を述べている唐書の輿服志や唐会要に見える。

位階によつて、服色が、かわることは、平安朝でも唐王朝でも、同じようであり、この服色によつて、たゞ、身分を区別したばかりでなく、大きく広い宫廷の中における人々の衣服の色彩の美しさを考えに入れられたものである。

平安朝では、品階は、一位、二位、三位というように「位」を以て称するが、唐朝では、「品(ひん)」を以てする。したがつて、一品は、平安朝の一位に当り、二品は二位に、三品(びん)は三位(み)に当るわけである。この「品」を日本では、親王に称し、一品何々親王などと、称える。

また、紫衣は、日本では僧侶の最高の服となつてゐるが、官吏は、黒

色の袍が、上位の服である。

四、唐朝品階の制

唐朝品階の制について、新唐書の百官志に次のように述べている。
「唐之官制、其名号祿秩、雖因時增損、而大抵皆沿隋。故其官司之別、曰省、曰台、曰寺、曰監、曰衛、曰府、各統其属、以分職定位。其弁貴賤、敍勞能、則有品。有爵、有勳有階。」

而して品には正、従があり、四品よりは、これに上下があり、之に階を区別していることは、つきの如くである。

「凡文官九品、有正有従。自正四品以下、有上下、為三十等。凡文散階二十九。從一品曰開府儀同三司、正二品曰特進、從二品光祿大夫、正三品曰金紫光祿大夫、正四品上曰正議大夫、正四品下曰通議大夫、從四品上曰太中大夫、從四品下曰中大夫、正五品上曰中散大夫、正五品下曰朝議大夫、從五品上曰朝請大夫、從五品下曰朝散大夫、正六品上曰承議郎、從六品上曰奉議郎、從六品下曰通直郎、正七品上曰朝請郎、正七品下曰宣德郎、從七品上曰朝散郎、從七品下曰宣義郎、正八品上曰給事郎、正八品下曰徵事郎、從八品上曰承奉郎、從八品下曰承務郎、正九品上曰儒林郎、正九品下曰登仕郎、從九品上曰文林郎、從九品下曰符仕郎。」

正、従、下の別は、日本でも行われているが、その基本となるものは、品であり、位である。

したがつて、こゝで見ることく、五品までは大夫(たい・ふ)といふ。タユウと読まない。タイウとも読まない)、六品以下は、郎となつて、五品は、従五品下でも、大夫である。

この五品と六品とで、その地位に、かなりの差があることが、この大夫と郎との階の名によって分かるが、平安朝でも、五位と六位では、かなりの差があった。

すなわち、五位以上は昇殿をゆるされるが、六位は、藏人のほかは、ゆるされなかつたという差があつたことは、人の知るとおりである。

この散階は、もと、官職の名から來たものが多い。

このはじめにある開府儀同三司も、もと官職の名であった。わが国の「百人一首」の中に、

儀同三司の母

というのがあるが、こういうとき、儀同三司がこの散階のように従一位のことについてもでき、ただ「儀同三司」という宰相の官名として、中國風にいうことも、できる。

日本では、この散階を以て、日本の品階を唐風に用いている。

冷光院殿前少府朝散大夫吹毛玄利大居士

これは、東京の泉岳寺、赤穂の華岳寺にある浅野内匠頭の法名であるが、少府とは内匠頭を中國風にあらわし、朝散大夫とは、従五位下を唐風にあらわしたものである。

江戸時代ごろの寺院では、官職や品階を中國風にあらわし、法号を文学的につける研究をしていたことがわかる。これは、その時代の要求でもあつたろうが、そのころの僧侶が、国文学と漢文學の教養を高く積んでいたことを、あらわすものといえよう。

五、本朝文粹に見える服色

本朝文粹卷十二に、慶益保瓶の池亭記があり、つぎの一節が見えて
いる。

予六条以北、初ト荒地、第四垣、開一門。上抵蕭相国窮僻之地、下

幕仲長統清曠之居。地方都廩十有余畝、就隆鳥小山、遇窪穿小池。

池西置小堂、安弥陀、池東開小閣、納書籍池北起低屋、著妻子。

凡屋舍十之四、池水九之三、菜園八之二、芹田七之一。其外綠松

島、白砂灯、紅鯉、白鷺、小橋、小船、平生所好、尽在其中。況

乎春有東岸之柳、細煙嫋嫋。夏有北戶之竹、清風颯然。秋有西窓

之月、可以披書。冬有南簷之日、可以炙背。

この文によれば、その経済生活のありさまも、推しはかることができる。

家主職雖在柱下、心如住山中。官爵者任運命。天之工均矣。寿夭

者付乾坤。丘之補久焉。

『柱下に在り』とは、老子かつて周の王宮の柱下の史であつた故事
に本づき、作者が大内記の職にあつたという伝記の説と一致する。

『官爵は運命に任す』といふのは、つぎの文に照応する。

予出有青草之袍、位雖卑、職尚貴。

この『青草』といふのについて、從来の日本文学大系などでは、何
の注釈も加えていないが、このころ出ている此の書では、どうである
うか。

白氏文集卷十三、和談校書秋夜感懷の詩に
春草如袍位尚卑。

というのがあり、池亭記の此の句は、之に本づいていることは明かで
ある。

これについては、下文に述べるが、『青草』とは、六位以下の人の色
で、つまり、「はなだ色」であり、作者が、五位になつてないことを
を表わしたものである。

六位ぐらいで、まだ五位になつてない作者であつても、その庭園
は、築山あり、池あり、書庫あり、菜園あり、池には綠松の島あり、
船を浮べ白鷺を放ち、紅鯉を養う。

これによつて、そのころ、六位ぐらいの官位の人の経済生活は、推
して知ることができる。

したがつて、「はなだ色」といえども、之を着られるようになれば、
かなりの経済生活のできる地位になれることがわかる。唐朝の青緑に
おいても、ほど、同様のことが、考えられる。

六、白氏文集に見える唐代の服色

中國の古書において、『服色』ということばは、古く『史記』に見
えるが、品階によつて服色を異にするという制度は、唐ごろ盛に行わ
れたようである。

唐の王宮に出入する官人にとって、この服色の制は、身分といふこ
とを離れて見ても、その王宮の建物に映りあつた色彩の好調を感じさ
せたことと思われる。

そして、『白樂天の詩は、服品について記している』と頤北詩話に
いつては、白氏の集には、この服色に関するものが、往々見
うけられ、その色彩のことと共に、その中に身分ということを含めて
歌つてゐる。

官職といふものが、一生を動かした当時の生活にあつては、詩人白

氏といえども、この域を出ることは、むつかしかつたのである。

唐朝の制として、一般の庶民や、品階のない役人の服色は、白色であつた。

白楽天は、唐の徳宗の貞元十八年、年三十一で、試判拔萃の科に及第し、祕書省校書郎を授けられた。

この官については、新唐書百官志に、つぎのことくある。

祕書省、監一人、從三品。少監二人、從四品上、丞一人、從五品上。

監掌經籍圖書之事、領著作局。少監、為之式。

校書郎、十人。正九品上。正字、四人。正九品下。掌鑑校典籍刊正

文章。

すなわち、正九品上の品秩に当り、青色の衣を著ることになつたのである。

この祕書とは、中祕の書のところで、宮中の図書をいい、その祕書省の長官が、監、すなわち、祕書監であり、その副たるもののが、祕書少監である。

これは、奈良朝において、阿部仲麻呂が、入唐して、この官を受けられており、日本文学と関係があるから、ついでを以て記しておく。

この官職では、まだ、池亭記の作者のような経済生活が見られないが、それでも、文集卷五の常樂里閨居の詩に、

帝都名利場、雞鳴無安宿。獨有憐慢者、日高頭未曉。

工拙性不同、進退遂殊。幸逢太平代、天子好文儒。

小才難大用、典校在祕書。三旬兩入省、因得養頑疎。

茅屋四五間、一馬二僕夫。俸錢万六千、月給亦有余。

とあり、四室か五室の家に住み、一匹の馬と、二人のしもべと、俸錢

は月に一万六千も、もらつていたのである。

白氏が青衣を着ていたときの詩は、いろいろあるが、たとえば
可憐趨走吏、塵土溝青袍。

——文集卷九、權振昭応、早秋書事寄元拾遺。

のごとく、長安に近い地方の県の尉として奔走しているために青袍が風塵によこれたさまを詠じている。

これなども、青い色調の感覺にうつたえている作である。

自分のことばかりでなく、他人のことについても、

秋霜似鬢、年空長春草如袍位尚卑。

——文集卷十三、和談校書秋夜感懷

といい、校書郎であった友人の談氏について、観察している。

その江州司馬から、忠州の刺史となつたとき、はじめて、緋の袍を著ることになり、その感慨を

故人安慰善為辭。

五十專城道未遲。
徒使花袍紅似火、其如蓬鬢白成絲。

——文集卷十七、初著刺史緋、答友人見贈。

と歌つてある。緋の袍を花袍と称し、「紅似火」といつて、目に映る感じが、よくでている。

その紫袍を著けたのは、

紫袍新祕監、白首旧書生。鬢雪人間寿、腰金世上榮。

——文集卷二十五、初授祕監。

といい、三品の官である祕書監になつた喜びを咏じている。